

労災 保険

請求(申請)のできる保険給付等

～全ての被災労働者・ご遺族が
必要な保険給付等を確実に受けられるために～



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

～はじめに～

このパンフレットは、労働者の方々が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に、ご本人やご遺族の方が労災保険で受けられる保険給付等の種類とその内容について、一般的に考えられるケースごとにご案内しています。請求忘れがないようにご確認ください。

なお、詳細な給付内容については、最寄りの労働基準監督署において、説明を受けた上で、給付に関する各リーフレットを別途ご確認ください。

～目次～

- I 仕事または通勤が原因でケガや病気になった場合・・・2ページ
- II 仕事または通勤が原因でご親族がお亡くなりになった場合・・・・・・・・・・・・・5ページ
- III 既に労災保険給付を受けている場合・・・・・・・・・・・・・9ページ
- IV 会社の健康診断で異常の所見があると診断された場合・・・13ページ
- V I～IIIに共通して当てはまる場合・・・・・・・・・・・・・14ページ
- VI チェックシート・・・・・・・・・・・・・15ページ

I 仕事または通勤が原因でケガや病気になった場合

Q1 仕事または通勤が原因でケガをしたり病気にかかってしまった場合、病院での治療費（療養の費用）は、労災保険から支給されるのでしょうか。



A1

- (1) 労災病院などの労災指定医療機関等において、原則として無償で治療を受けることができます（**療養の給付**）。その際、医療機関に療養の給付請求書を提出してください。
- (2) やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合には、いったん治療費を負担していただきますが、あとで請求することにより負担した費用の全額が支給されます（**療養の費用の支給**）。
- (3) 通院するための交通費についても、一定の要件を満たせば全額が支給されます（**療養の費用の支給**）。

療養（補償）給付

療養(補償)給付には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」があります。どちらも、傷病が治ゆ(症状固定)するまで給付を受けることができます。

療養の給付

<請求方法>

労災指定医療機関を経由して労働基準監督署に請求書を提出していただくことになります。

療養の費用の支給

<請求方法>

直接、労働基準監督署に請求書を提出していただくことになります。

通院費（療養（補償）給付のうちのひとつです。）

<支給要件>

①と②の要件を満たす場合に支給されます。

- ① 労働者の居住地又は勤務地から、原則として片道2km以上の通院であること
- ② 同一市町村内の適切な医療機関へ通院した場合であること（同一市町村内に適切な医療機関がない場合にも支給が認められることがあります）

<支給内容>

通院に要した費用の実費相当額が支給されます。

<請求方法>

ご本人が直接、労働基準監督署に請求書を提出していただくことになります。

時効・・・療養の費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年（療養の給付については時効は問題となりません）

Q2 ケガの治療のため会社を休んだ場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A2 療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、**休業(補償)給付**を受けることができます。

- ・いつから・・・休業4日目から
- ・いくら・・・1日につき、給付基礎日額(※)の80%(保険給付60%+特別支給金20%)

※「給付基礎日額」は、原因となった事故直前3か月分の賃金を暦日数で割ったもの(平均賃金)です。

(例) 月々20万円の賃金を受けており、賃金締切日が毎月末日で、事故日が10月に発生した場合

給付基礎日額は、 $20 \text{万円} \times 3 \text{ヶ月} \div 92 \text{日} (7 \text{月} (31 \text{日}) + 8 \text{月} (31 \text{日}) + 9 \text{月} (30 \text{日})) \approx 6,522 \text{円}$

- つまり、休業1日につき給付基礎日額の80%にあたる5,217円が支給されます。
- 上記の「賃金」には、臨時的に支払われた賃金、賞与など3か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれません。

なお、「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」は遺族特別年金等の額を定める場合の「算定基礎日額」に反映されます。

休業(補償)給付

関連保険給付等：休業補償特別援護金

<支給要件>

①～③のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 業務上または通勤による負傷や疾病による療養であること
- ② 労働することができないこと
- ③ 賃金を受けていないこと

<支給内容>

休業日4日目から、休業1日につき給付基礎日額の80%(保険給付60%+特別支給金20%)が支給されます。

<留意点>

休業の初日から3日目までは労災保険からの支給はありません。この間は、業務災害の場合、事業主が休業補償(1日につき平均賃金の60%)を行うこととなります。

<請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出していただくこととなります。

時効・・・賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年

Q3 会社が倒産したなどの理由により、会社が払うべき待期期間（休業の初日から3日目までの3日間）の補償を受けることができない場合、労災から支援を受けることはできますか。



A3 業務上の疾病に関して、待期期間3日間の休業補償を受ける見込みがない場合、一定の要件を満たせば、休業補償特別援護金により、待期期間3日分の補償を受けることができます。

休業補償特別援護金

関連保険給付等：休業補償給付

<支給要件>

事業場の廃止または事業主の行方不明後に疾病の発生が確定した場合などで待期期間（3日間）の休業補償を受けられない場合

<支給内容>

休業補償給付の3日分に相当する額の援護金が支給されます。

<請求方法>

ご本人が直接、労働基準監督署へ申請書を提出していただくことになります。

II 仕事または通勤が原因でご親族がお亡くなりになった場合

Q4 仕事または通勤が原因で主人が死亡した場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A4 遺族（補償）年金または一時金、葬祭料（葬祭給付）を受けることができます。

遺族（補償）給付（遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金）

関連保険給付等：未支給の保険給付・特別支給金、労災就学援護費
労災就労保育援護費、長期家族介護者援護金

○遺族（補償）年金

<請求できるご遺族>

労働者の方の死亡当時その収入によって生計を維持されていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の方

<支給内容>

受給資格者のうち最先順位者に対しご遺族の数等に応じて、以下のとおり支給されます。また、1回に限り、年金の前払いを受けることができます。

| 遺族数 | 遺族（補償）年金 | 遺族特別支給金（一時金） | 遺族特別年金 |
|------|---|--------------|---|
| 1人 | 給付基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻又は一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分） | 300万円 | 算定基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻又は一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分） |
| 2人 | 給付基礎日額の201日分 | | 算定基礎日額の201日分 |
| 3人 | 給付基礎日額の223日分 | | 算定基礎日額の223日分 |
| 4人以上 | 給付基礎日額の245日分 | | 算定基礎日額の245日分 |

<請求方法>

ご遺族の方が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出していただくことになります。

○遺族（補償）一時金

<支給要件・支給内容>

- 労働者の方の死亡当時、遺族（補償）年金を受ける遺族がない場合
→ 給付基礎日額1000日分、遺族特別支給金300万円、算定基礎日額1000日分が亡くなった労働者のご親族のうち最先順位者に支給されます。
- 遺族（補償）年金の受給権者がすべていなくなってしまうときで、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額および遺族（補償）年金前払い一時金の額の合計額が給付基礎日額および算定基礎日額の1000日分に満たない場合
→ 給付基礎日額の1000日分および算定基礎日額の1000日分から既に支給された遺族（補償）年金等の合計額を差し引いた額がお亡くなった労働者の方のご親族のうち最先順位者に支給されます。

<請求方法>

ご遺族の方が直接、労働基準監督署へ請求書を提出していただくことになります。

時効・・・被災者が亡くなった日の翌日から5年

葬祭料（葬祭給付）

<支給要件>

ご遺族が葬祭を行った場合またはお亡くなりになった労働者の会社が社葬（恩恵的なものを除く）を行った場合に、一定額が支給されます。

<支給内容>

- ① 315,000 円＋給付基礎日額の30 日分
- ② ①の額が給付基礎日額の60 日分に満たない場合は給付基礎日額の60 日分

<請求方法>

ご遺族の方などが、直接、労働基準監督署へ請求書を提出していただくことになります。

時効・・・被災者が亡くなった日の翌日から2年

Q5 業務災害によって重い障害を負い長期にわたり介護を受けていた親族が、業務とは関係のない病気や事故によって死亡した場合、何か補償を受けられるのでしょうか。



A5 遺族（補償）給付が受けられない場合であって長期に被災者の介護を行うなど、一定の要件を満たす場合に、長期家族介護者援護金を受けることができます。

長期家族介護者援護金

関連保険給付等：障害(補償)給付、傷病(補償)年金

<支給要件>

一定の障害により、障害等級第1級の障害（補償）年金または傷病等級第1級の傷病（補償）年金を10年以上受給していた方が業務以外の原因で死亡された時などの一定の要件を満たす場合に支給されます。

<支給内容>

100万円（援護金の支給を受けられる遺族が2人以上の場合は、100万円をその数で除して得た額）がご遺族に支給されます。

<請求方法>

ご遺族の方が、申請書を労働基準監督署長を経由して、都道府県労働局長に提出していただくことになります。

時効・・・被災者が亡くなった日の翌日から2年

Q6 死亡する前に治療や休業していて、労災による保険給付を受けることができた人が、給付を受ける前に死亡した場合、誰かが代わりに給付を受けることはできますか。



A6

保険給付を受ける権利を有する方がお亡くなりになった場合、そのお亡くなりになった方につき

- ① 支給事由が生じたがまだ請求していない
- ② 請求はあったが、まだ支給決定していない
- ③ 支給決定があつて、まだ支払っていない

保険給付がある場合は、一定の要件を満たすご遺族の方に保険給付及び特別支給金を支給します。

未支給の保険給付・特別支給金

関連保険給付等：療養(補償)給付、休業(補償)給付
障害(補償)給付、傷病(補償)年金
遺族(補償)給付

○お亡くなりになった労働者の方に未支給の保険給付がある場合

<請求できるご遺族>

①と②の両方の要件を満たす場合に請求することができます。

- ① お亡くなりになった労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ② 労働者がお亡くなりになった当時、その方と生計を同じくしていたこと（必ずしも同居している必要はありません）

○遺族（補償）年金の受給権者がお亡くなりになった場合

<請求できるご遺族>

亡くなった労働者の遺族たる配偶者・子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹であつて、次順位の受給資格者である方（亡くなった受給権者の配偶者の方などではありません）。

<請求方法>

直接、労働基準監督署へ請求書を提出していただくことになります。

時効・・・それぞれの保険給付と同じ

Q7 遺族（補償）年金受給者や遺児が学校などに通っている場合、何らかの支援が受けられるのでしょうか。



A7

遺族(補償)年金受給者ほか、一定の要件を満たす場合に、

- ① 労災就学援護費
- ② 労災就労保育援護費

により一定額の支給を定期的に受けることができます。

労災就学援護費

関連保険給付等：遺族(補償)給付、障害(補償)給付、傷病(補償)年金

<支給要件>

- ① 遺族（補償）年金受給権者
- ② 第1～第3級の障害（補償）年金受給者
- ③ 傷病（補償）年金受給者（せき損等傷病の特に重篤と認められる方に限ります）

などで、ご本人やその子どもが学校教育法第1条の学校等に在学され、学資等の支弁が困難と認められる場合に支給します。

<支給内容>

原則として、それぞれ以下の金額が支給されます。

- 小学校：月額12,000 円
- 中学校：月額16,000 円
- 高等学校等：月額18,000 円
- 通信制大学：月額30,000 円
- 大学等：月額39,000 円

<請求方法>

直接、労働基準監督署へ申請書を提出していただくことになります。

労災就労保育援護費

関連保険給付等：遺族(補償)給付、障害(補償)給付、傷病(補償)年金

<支給要件>

- ① 遺族（補償）年金受給権者
- ② 第1～第3級の障害（補償）年金受給者
- ③ 傷病（補償）年金受給者（せき損等傷病の特に重篤と認められる方に限ります）

などで、ご本人やその家族の方が就労のために未就学の子どもを保育所などに預けており、その保育費用を援護する必要があると認められる場合に支給します。

<支給内容>

月額12,000 円

<請求方法>

直接、労働基準監督署へ申請書を提出していただくことになります。

Ⅲ 既に労災保険給付を受けている場合

Q8 治療のためにいつまで通院できるのでしょうか。



A8 療養（補償）給付は、傷病が治ゆ（症状固定）するまで受けることができます。
なお、療養開始後、1年6か月を経過しても治ゆ（症状固定）しておらず、障害の程度が重い場合には傷病（補償）年金を受けることができます。

傷病（補償）年金

関連保険給付等：介護（補償）給付、長期家族介護者援護金

<支給要件・支給内容>

法令で定められた傷病の程度（傷病等級）に該当し、その状態が継続している場合、傷病（補償）年金、傷病特別支給金および傷病特別年金を支給します。

| 傷病等級 | 傷病（補償）年金 | 傷病特別支給金（一時金） | 傷病特別年金 |
|------|--------------|--------------|--------------|
| 第1級 | 給付基礎日額の313日分 | 114万円 | 算定基礎日額の313日分 |
| 第2級 | 〃 277日分 | 107万円 | 〃 277日分 |
| 第3級 | 〃 245日分 | 100万円 | 〃 245日分 |

<留意点>

ご本人の請求などにより支給するものではなく、労働基準監督署長の決定に基づき支給します。

Q9 完治していないのに、治ゆ（症状固定）と言われましたが、何らかの補償はありますか。



A9 労災保険では完治に至らなくても、傷病の状態が安定し、治療してもこれ以上改善しないものも治ゆ（症状固定）として取扱います。治ゆ（症状固定）になった方は、以下のような保険給付や支援を行います。

- (1) 治ゆした後に後遺障害が残った場合は、障害の程度に応じて障害（補償）給付を支給します。
- (2) 特定の傷病に該当する場合、「アフターケア」として1か月に1回程度の診察、保健指導、検査等一定の範囲内で必要な措置およびそれに要した通院費を支給します。

障害（補償）給付

関連保険給付等：介護(補償)給付、長期家族介護者援護金、外科後処置アフターケア、義肢等補装具の費用の支給

<支給要件・内容>

工作中または通勤による負傷や疾病が治ゆ（症状固定）したとき、身体に一定の障害が残り、法令で定められた障害等級に該当するとき、その障害の程度に応じてそれぞれ以下のとおり年金または一時金を支給します。

| 障害等級 | 障害（補償）給付 | | 障害特別支給金 | | 障害特別年金 | | 障害特別一時金 | |
|------|----------|--------------|---------|-------|--------|--------------|---------|--|
| 1級 | 年金 | 給付基礎日額の313日分 | 一時金 | 342万円 | 年金 | 算定基礎日額の313日分 | | |
| 2級 | | " 277日分 | | 320万円 | | " 277日分 | | |
| 3級 | | " 245日分 | | 300万円 | | " 245日分 | | |
| 4級 | | " 213日分 | | 264万円 | | " 213日分 | | |
| 5級 | | " 184日分 | | 225万円 | | " 184日分 | | |
| 6級 | | " 156日分 | | 192万円 | | " 156日分 | | |
| 7級 | | " 131日分 | | 159万円 | | " 131日分 | | |
| 8級 | 一時金 | " 503日分 | 65万円 | | 一時金 | 算定基礎日額の503日分 | | |
| 9級 | | " 391日分 | 50万円 | | | " 391日分 | | |
| 10級 | | " 302日分 | 39万円 | | | " 302日分 | | |
| 11級 | | " 223日分 | 29万円 | | | " 223日分 | | |
| 12級 | | " 156日分 | 20万円 | | | " 156日分 | | |
| 13級 | | " 101日分 | 14万円 | | | " 101日分 | | |
| 14級 | | " 56日分 | 8万円 | | | " 56日分 | | |

<請求方法>

直接、労働基準監督署へ請求書を提出していただくことになります。

時効・・・傷病が治ゆした日の翌日から5年

アフターケア（アフターケア通院費）

関連保険給付等：障害(補償)給付

<支給要件>

対象となる傷病（20 傷病）について、傷病が治ゆ（症状固定）した後においても、後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがある場合に支給します。

<支給内容>

保健上の措置として、1か月に1度程度の診察、保健指導等を一定の範囲内で受けることができます。また、それに要した通院費を支給します。

<請求方法>

ご本人が、申請書を都道府県労働局長へ提出していただくことになります。

Q10 重い後遺障害により、今後家族や介護サービスなどから介護を受けることになる場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A10 一定の範囲で介護（補償）給付として介護に要した費用を支給します。

介護（補償）給付

関連保険給付等：障害(補償)給付、傷病(補償)年金

<支給要件>

①～④のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 障害（補償）年金または傷病（補償）年金の第1級または第2級で高次脳機能障害、身体性能障害などの障害を残し、常時あるいは随時介護を要する状態にあること
- ② 民間の有料介護サービスなどやご親族、友人、知人から、現に介護を受けていること
- ③ 病院または診療所に入院していないこと
- ④ 老人保健施設などに入所していないこと

<支給内容>

支給額は常時介護、随時介護の区分となり、それぞれ以下のとおりです。

- 常時介護：月額56,720 ～104,530 円
- 随時介護：月額28,360 ～52,270 円

<請求方法>

直接、労働基準監督署へ請求書を提出していただくことになります。

時効・・・介護を受けた月の翌月の1日から2年

Q11 一度治ゆ（症状固定）した後、再び症状が悪化した場合、何らかの補償が受けられるのでしょうか。



A11 いったん治ゆ（症状固定）の状態となった傷病であっても、以下の3つの要件を全て満たす場合には「再発」として、再び補償を受けることができます。

- ① 傷病の悪化の原因が業務以外の原因によるものでないと認められること
- ② 治ゆ時の状態からみて明らかに症状が悪化したこと
- ③ 療養によってその症状が改善される見込みがあること

Q12 後遺障害が残り、今後車いすや義肢などの補装具が必要となった場合、どのような支援が受けられるのでしょうか。



A12 義肢等の補装具の購入や修理にかかった費用の支給を受けることができます。
また、一定の要件を満たす場合には、購入や修理に要した旅費を支給します。

義肢等補装具の費用の支給

関連保険給付等：障害(補償)給付

<支給要件>

障害（補償）給付の支給を受けているか、受けると見込まれる方のうち、一定の要件を満たす場合

<支給内容>

購入（修理）に要した費用を基準額の範囲内で支給します。また、一定の要件を満たす場合は、旅費も支給します。

なお、義肢等補装具の販売（修理）を行った業者に、国から支給される金銭の受領を委任することができます。この場合、国は業者へ購入（修理）に要した費用（基準に定める範囲内の金額）を支払いますので、申請者ご本人が費用を支払う必要はありません。

加えて、一定の要件を満たせば、基準に定める価格との差額を申請者が負担し、基準額を超える義肢等補装具を購入（修理）することもできます。

<請求方法>

事前に都道府県労働局長へ申請書を提出していただくことになります。

Q13 後遺障害の軽減や義肢等の補装具の装着などのための手術や診療（「外科後処置」といいます）をすることになった場合、どのような支援がありますか。



A13 外科後処置を無償で行っています。
また、それに要した旅費を支給します。

外科後処置

関連保険給付等：障害(補償)給付

<支給要件>

障害（補償）給付の支給を受けた場合

<支給内容>

労災病院または指定された病院において、義肢装着のための再手術、瘢痕などの軽減等、傷病治ゆ（症状固定）後に行う処置・診療を自己負担なしで受けることができます。また、一定の要件を満たす場合は、旅費の支給を受けることができます。

<請求方法>

申請書を労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出していただくことになります。

その他の支援制度について

(1) 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護

頭頸部外傷症候群等の傷病者で、精神または神経に障害が残った方については、被災前の労働に従事することが困難な場合が少なくないことから、就業のための技能の習得を目的として教習等に出席するときは、教材費の一部を支給します。

(2) 労災はり・きゅう施術特別援護措置

頭頸部外傷症候群等にり患した方については、その症状が固定した後における疼痛などを軽減するとき、原則として1年以内の期間、1か月に5回を限度として、はり・きゅう施術を自己負担なしで受けられます。

(3) 振動障害者社会復帰援護金

振動障害により療養していた方が治ゆ（症状固定）したときに、給付基礎日額の120日分（65歳未満の場合は200日分）を一時金として支給します。ただし、いずれの場合も300万円を限度としています。

(4) 振動障害者雇用援護金

振動障害が軽快した方または治ゆ（症状固定）した方を振動業務以外の業務に再就労させたなどの場合に、事業主に対し、①転換援護金、②訓練・講習等経費、③指導員経費が支給されます。

IV 会社の健康診断で異常の所見があると診断された場合

Q14 会社で行われた労働安全衛生法に基づく定期健康診断など（「一次健康診断」といいます）で、検査結果に異常があった場合、再検査等を労災保険で受けることはできますか。



A14 一定の項目で異常が認められた場合には、二次健康診断等給付により、二次健康診断と特定保健指導を自己負担なしで受けることができます。

二次健康診断等給付

<支給要件>

労働安全衛生法に基づく直近の定期健康診断などで、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合

<支給内容>

労災病院または都道府県労働局長が指定する病院などで二次健康診断と特定保健指導を自己負担なしで受けることができます。

<請求方法>

一次健康診断を受けた日から3か月以内に健康診断給付病院などを經由して都道府県労働局長に請求書を提出していただくことになります。

V I～Ⅲに共通して当てはまる場合

Q15 私が勤務している会社では、普段、労災保険の手続きを庶務担当者が行ってくれますが、今回の事故は労災には当たらないとして、協力的でなく、事業主証明などの手続きを行ってくれないのですが、どうしたらよいのでしょうか。



A15 労災保険の手続きは原則として、被災された方が自ら行っていただいて問題ありません。
会社が事業主証明を拒否するなどやむを得ない場合には、事業主の証明がなくても、労災保険の請求書は受理されますのでご安心ください。

Q16 かなり前に会社で発生した事故は、労災として認めてもらうことはできるのでしょうか。



A16 原則として、各保険給付ごとに決められている時効を過ぎてしまうと給付を受けることはできません。それぞれの給付項目に時効を記載していますのでご確認ください。

Q17 退職してしまったり、既に会社がなくなってしまった場合でも労災補償を受けることができるのでしょうか。



A16 そのような状況でも請求することができます。
なお、その場合は、事業主や会社の同僚の住所・氏名を教えてください。

Q18 工作中や通勤途中の交通事故で、事故の相手方が加入している自賠責保険などから保険金を受けた場合、労災保険からの支給は受けられるのでしょうか。



A18 自賠責保険などから保険金の支払いを受けた場合、同一理由での労災保険給付は自賠責保険などから受領した金額を控除して支給することになります。

なお、休業した場合や後遺症が残った場合に支給される特別支給金については、自賠責保険などからの支払いの有無にかかわらず支給します

VI チェックシート

あなたに該当する補償内容は次のものです。

- | | | | |
|------------------------------------|-------|---------------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 療養（補償）給付 | (P2) | <input type="checkbox"/> 休業（補償）給付 | (P3) |
| <input type="checkbox"/> 休業補償特別援護金 | (P4) | <input type="checkbox"/> 遺族（補償）給付 | (P5) |
| <input type="checkbox"/> 葬祭料（葬祭給付） | (P6) | <input type="checkbox"/> 長期家族介護者援護金 | (P6) |
| <input type="checkbox"/> 未支給の保険給付 | (P7) | <input type="checkbox"/> 労災就学援護費 | (P8) |
| <input type="checkbox"/> 労災就労保育援護費 | (P8) | <input type="checkbox"/> 傷病（補償）年金 | (P9) |
| <input type="checkbox"/> 障害（補償）給付 | (P10) | <input type="checkbox"/> アフターケア | (P10) |
| <input type="checkbox"/> 介護（補償）給付 | (P11) | <input type="checkbox"/> 義肢等補装具の費用の支給 | (P12) |
| <input type="checkbox"/> 外科後処置 | (P12) | <input type="checkbox"/> 二次健康診断等給付 | (P13) |
| <input type="checkbox"/> その他（ | | | ） |